

動物用医薬品等取扱数量届出様式（記載様式シート）記入にあたっての留意事項  
(令和7年)

1. 全体的な留意事項

- 1) 入力する文字は全角文字、数量及びアルファベットは半角文字を使用してください。
- 2) 製造業者（製造販売業者）として複数の許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けている場合であっても、記入するシートは1つです。許可情報記入欄に許可（登録）番号を列記してください。
- 3) 1カ所で製造業者、製造販売業者両方の許可等を受けている場合は、製造業者用の届出様式ファイル及び製造販売業者用の届出様式ファイルを各1つ提出してください。
- 4) 自由記載できる項目とプルダウンメニューから選択する項目があります。プルダウンメニューから選択する項目の場合、それ以外の項目は記載できないように設定されていますので、判断に迷う場合や不具合のある場合は、担当までお問い合わせください。
- 5) 輸出専用の動物用医薬品（国内で承認の無いもの）の報告は不要です。
- 6) 記載様式シートは、毎年最新のものをダウンロードしてご利用下さい。
- 7) 記載様式シートには様式構造保護のため「シート保護」をかけています。非表示設定、条件付きルール設定を解除しないで下さい。
- 8) 入力に際しては、最終行まで空欄行の無いようにして下さい。
- 9) 記載様式ファイルの各シートのシート名を変更しないで下さい。

2. 製造（製造販売）業者名、担当者氏名

許可等を受けている会社（製造所の場合は許可等を申請した会社）等の正式名称（略称は不可）を記載してください。

※社印等の押印の必要はありません。

本届出の担当者のメールアドレスは、アルファベットの大文字、小文字に留意して記載してください。届出内容に関して照会させていただく場合がありますので、連絡先は必ず記載してください。

3－1. 製造業者：許可等情報、製造の有無について

業の許可等を受けた各製造所の名称（許可（登録）証に記載されている名称）を記載してください。各製造所で受けている許可（登録）番号（動物用医薬品、医薬部外品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する複数の許可等を受けている場合は全ての許可（登録）番号）を記載し、当該年の各製造所における動物用医薬品の原薬、製剤、動物用医療機器について製造実績の有無を記載してください。

製造業者の許可等のみの方はこれで記載終了です。

別添チェックリストにより記載内容を確認の上で、届出様式ファイルを取扱数量届出用 e-mail アドレス（nval\_suryoutodokede@maff.go.jp ←文字は全てアルファベット半角・小文字）へメールで提出してください。農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を利用して提出する場合は、7ページをご参照ください。

### 3－2. 製造販売業者：許可等情報記載欄（記載様式シート上部右側）について

2で記載した会社等の名称で、動物用医薬品、医薬部外品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関して受けている業の許可を全て記載してください。

### 4. 製造販売業者：製剤情報について

(以下記載様式シート主要部の各項目の説明になります)

①品目名：承認（届出）された品目名を正しく記載してください。

誤記の例) 承認された品目名が「□□□注射液」の場合

× 動物用医薬品「□□□注射液」

× 「□□□注」

※品目は上から行の間を空けずに入力してください。記載順は問いません。

※承認（届出）された品目のうち、承認整理を行っていないものは全て記載してください。（製造販売の実績がない製品については、①～④、⑥及び⑩の該当する欄のみ記載）

※製造販売承認（届出）された品目がない場合は、品目名の欄に「品目なし」と記載してください。

②承認等の種類：プルダウンメニューから選択してください。この欄の選択により④以降は入力不要セルがグレーに変わり、必要な部分のみ入力できるようになります。

動物用医薬品(生物学的製剤)／動物用医薬品(一般薬)／動物用医薬品(抗菌物質・合成抗菌剤・駆虫薬)／動物用医薬部外品／動物用医療機器(一般：届出)／動物用医療機器(高度管理・管理：承認)／動物用再生医療等製品

※厚生労働大臣が承認した人と動物兼用の医薬品は、届出の必要はありません。

③製造販売承認指令書等の記載情報：最初に承認を受けた際の承認番号を記載してください。医療機器及び体外診断用医薬品で届出品目の場合は、確認番号（農林水産省確認済の印に書かれた番号：下図参照）を記載してください。



一般医療機器の届出の際、  
当所が発行した番号（赤枠内数字部分のみ）を記載

④生物学的製剤の分類：表2 生物学的製剤の分類表を参照の上、

**【直接分類番号を入力する場合】**一般的名称又は製剤の概要名に該当する分類番号を手入力してください。分類番号は5桁なので、先頭が「0」から始まる場合は、「0」を入れて下さい。

※ワクチン製剤はシードロット製剤に関する誤入力が非常に多くなっておりますので、ご注意ください。

⑤ 欠番です。

⑥医療機器の分類：表3 動物用医療機器の分類表を参照の上、

**【直接分類番号を入力する場合】**クラス分類、類別、一般的名称に該当する分類番号を手入力してください。先頭が「0」から始まる場合は、「0」を入れて下さい。

※ 一括承認や各ユニットからなる製品については、1製品として1行にまとめて記入してください。

⑦、⑧ 欠番です。

⑨医療機器の主な用途：プルダウンメニューから選択してください。

畜産動物用／愛玩動物用／共用（畜産、愛玩動物共用）

⑩生物学的製剤以外の医薬品（一般薬、抗菌性物質製剤）の分類：表1：動物用医薬品・医薬部外品に関する日本標準商品分類を参照の上、

**【直接届出様式に記入する場合】**中分類、小分類、細分類に該当する分類番号を手入力してください。

**【検索用シートを利用して分類番号を検索する場合】**検索用シート「一般薬等検索」から該当する分類番号をリストアップし、その番号をコピーして記載様式シートに貼り付けてください。

※基本的に届出者の申告に従って処理しますが、データの継続性の観点から照会させていただくことがあります。

⑪抗菌性物質製剤の投与経路：プルダウンメニューから選択してください。

経口／注射／注入・挿入／経皮／その他

※魚などの水産動物に薬浴で使用する製剤は、「その他」を選択してください。

⑫剤型：プルダウンメニューから選択してください。

散剤／粒剤／錠剤／カプセル剤／舐剤／ペースト剤／液剤／懸濁剤／注射剤／乳剤／油剤／軟膏剤／エアゾール剤／首輪剤／燻煙剤／蒸散剤／その他

⑬主成分の情報：承認された主成分名を正しく記載してください。塩になっているものは塩の種類まで、結晶水についているものはその数まで正確に記載してください。

例) ○リンコマイシン塩酸塩（又は塩酸リンコマイシン） ×リンコマイシン

また、主成分が4つ以上ある場合には、含有量の上位3成分まで記載し、4つ目以降は備考欄に記載してください。

なお、抗生物質・合成抗菌剤・駆虫剤以外で抗菌性成分を含む品目（例：品目としての分類は一般薬だが、第二成分に抗菌成分を含む）は、主成分名、主剤ごとの販売量（kg）を備考欄に記載してください。

⑭抗菌性物質製剤の動物種別推定販売割合：推定で差し支えありませんが、承認〔用法用量〕と異なる動物種に使用されている場合には、問い合わせさせていただく場合があります。

⑮推定販売割合合計（自動計算されるため入力は不要）：⑭の合計です。100%となるように⑭の欄を記載してください。

⑯製造量、販売量（輸入量）の単位：プルダウンメニューから選択してください。

kg/L/個/千Dose/kit/台

※体外診断用医薬品は個、医薬品については、kg、L、千Doseを選択してください。ワクチン等の生物学的製剤は「個」は不可。

⑰国内での製造量：半角数字で記載してください。（小数点以下2桁で自動的に四捨五入し、小数点以下1桁まで表示します。小数点以下が0の場合は「.0」と表示します。例えば「50」は、「50.0」となります。⑯⑰⑲⑳の欄も同様です。）

⑱輸入量：半角数字で記載してください。

※輸入とは国内で包装、表示、保管のみを行う場合、あるいは製造工程全てを海外で行っている場合です。（5．参照）

⑲主な輸入元：上位3カ国まで記載してください。（任意記載です）

⑳国内での販売量：半角数字で記載してください。

②抗菌性物質製剤の国内販売量中の主剤の量：kgに換算して記載してください。

(小数点以下3桁で自動的に四捨五入し、小数点以下2桁まで表示します。⑯⑰⑲⑳㉑㉒)

③欄とは小数点以下の表示桁数が異なりますので御注意ください。例えば「50」は、「50.00」となります。) 計算方法は以下のとおり。

例1：○○○散 → 製剤としての販売量 300kg

製剤中の主剤の含有量：100mg/g=100mg/1000mg=0.1 → 300kg×0.1=30kg

例2：××注射液 → 製剤としての販売量 50kg

製剤中の主剤の含有量：1g/g → 50kg×1=50kg

(使用時に溶解液で溶かして使用する製剤で販売時には主剤100%のもの。

使用時濃度で計算しないよう注意)

例3：ベンジルペニシリン注射液「△△」 → 製剤としての販売量 1000kg

製剤中の主剤の含有量：30万単位/g=180mg/g=0.18 → 1000kg×0.18=180kg

(含有量がU(IU)の表示のものは、(旧)動物用抗生物質医薬品基準によりkg、gに換算する。)

この場合は、ベンジルペニシリン類1U(IU)=0.6μgと計算)

※申請書の主剤の規格が(旧)動物用抗生物質医薬品基準を使用していないものでも、(旧)動物用抗生物質医薬品基準([http://www.maff.go.jp/nval/kentei\\_kensa/kousei/index.html](http://www.maff.go.jp/nval/kentei_kensa/kousei/index.html))で換算してください。

※なお、承認上の成分は水和物であっても、主剤の量の報告は抗生物質は力価、合成抗菌剤等は無水物の重量としてください。

②国内での販売金額：千円単位の半角数字で記載してください。

③輸出量：国内での販売と輸出の両方を行っている品目については、輸出量を記載してください。

④主な輸出先：上位3カ国まで記載してください。(任意記載です)

⑤備考欄

当該年内に製造を中止しているものについては「製造中止」、承認が整理された場合は「承認整理」、承継されたものは、「○○会社から(へ)承継」と記載してください。

前回の届出と数量等に大きな変動(前年比±50%程度)があった場合、「隔年で製造している」「原料価格の値上げにより販売単価を見直した」など、変動要因等について簡潔に記載してください。

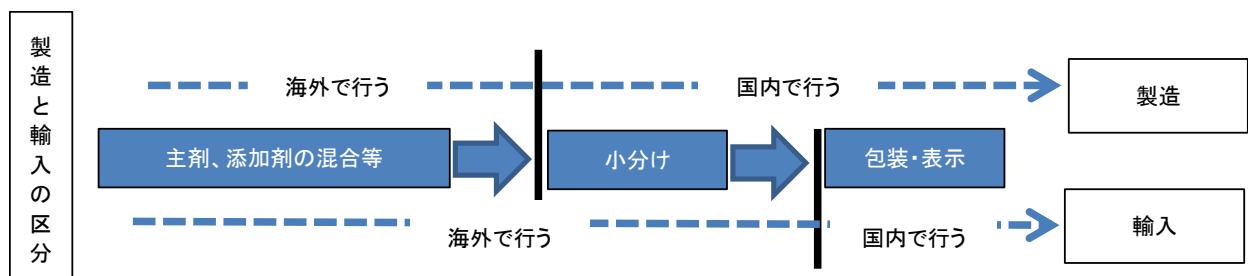
動物種別推定販売割合(抗生物質・合成抗菌剤・駆虫剤のみ)で適応外の動物種での使用があった場合、その理由について可能な範囲で記載してください。

これで記載終了です。(i)チェックリストによる記載内容の確認及び(ii)前年の報告と

比較し、数量等について理由の無い大きな変動がないことを確認した上で、届出書（記入様式）を取扱数量届出用 e-mail アドレス（nval\_suryoutodokede@maff.go.jp ← 文字は全てアルファベット半角・小文字）へメールで提出してください。農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を利用して提出する場合は、7ページをご参照ください。

## 5. 取扱数量の届出における用語と区分について

- 動物用医薬品：専ら動物のために使用されることが目的とされる医薬品。国内で動物用医薬品として製造販売するためには、農林水産大臣による製造販売承認が必要。
- 動物用医薬部外品：専ら動物のために使用されることが目的とされる医薬部外品。国内で動物用医薬部外品として製造販売するためには、農林水産大臣による製造販売承認が必要。
- 動物用医療機器：専ら動物のために使用されることが目的とされる医療機器。高度管理医療機器及び管理医療機器として製造販売するためには、農林水産大臣による製造販売承認が必要、一般医療機器として製造販売するためには農林水産大臣への製造販売届出が必要。
- 一般薬：動物用医薬品のうち、生物学的製剤及び抗菌性物質製剤以外のもの。
- 抗菌性物質製剤：抗生物質製剤 + 合成抗菌剤 + 内寄生虫駆虫剤
- 主剤：製剤を調合するとき、主成分となるもの。
- 製剤：主剤に添加剤等を加えて、小分け、包装・表示以外は販売時と同じ状態になったもの。
- 製品：製剤を小分けし、包装・表示、添付文書等を加え販売できる状態にしたもの。
- 製造：製造工程の全てあるいは、製剤の小分けを国内で行っている場合。次のものは含まれます。
  - ・ 海外で製造した製剤原料を輸入し、それ以降の工程を国内で行っているもの
  - ・ 海外で製造した製剤を輸入し、小分け以降の工程を国内で行っているもの
- 輸入：製剤の小分けまでを海外で行っている場合（日本国内では包装・表示しか行わない場合）、あるいは製造工程全てを海外で行っている場合。（下図参照）



※本届出での分類・区分は、承認申請時等の区分とは異なりますので御注意ください。

## 【農林水産省共通申請サービス（通称:eMAFF）で取扱数量の届出を行う場合】

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)は、農林水産省に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるサービスです。

取扱数量の届出は、令和4年の届出からeMAFFが利用可能になりました。

eMAFFを利用して届出を行う場合は、以下の手順に沿ってアカウントを作成し、農林水産省共通申請サービスサイトより申請を行ってください。

### 1. アカウントを作成する

eMAFFのご利用開始には、アカウントの登録の手続が必要です。それぞれの手続方法の詳細は、URLのサイトの案内に従って下さい。

- (1) gBizID プライムアカウントを取得（※アカウント取得には印鑑証明書による確認が必要になります。）  
デジタル庁 gBizID サイト <https://gbiz-id.go.jp/>
- (2) 取得した gBizID プライムで農林水産省共通申請サービスにログイン  
農林水産省共通申請サービスサイト <https://e.maff.go.jp/>

### 2. 以下の手続を検索する

制度	手続
動物用医薬品等の取扱数量の届出	動物用医薬品等の取扱数量の届出

### 3. 申請画面の案内に沿って、取扱数量の届出を提出する

（参考）

動物医薬品検査所 HP の農林水産省共通申請サービスのページもご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/nval/sinsei/eMAFF/index.html>